

おもな学校感染症一覧表

※学校保健安全法で定められた学校感染症です。

	病 名	出席停止期間の基準（めやす）
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸 器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロ ナウイルスであるものに限る。）特定鳥インフルエンザ （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発熱日を 0 日として 5 日を経過し、かつ解熱した 後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を 0 日として 5 日を経過し、かつ症状軽快 後 1 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他感染症（条件によっては出席停止の措置が必要と考 えられる感染症の例）	ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、マイコプラズマ感 染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、手足口病、流行性 嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎等

※上記のような感染性の病気にかかったときは、医師の治療を受け、登校園所の許可があるまで家で休んでください。この場合の休みは「出席停止」で欠席扱いにはなりません。

※【インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症に罹患した場合】治癒後、登校園所するときは、保護者の方が所定の用紙（右記 QR コードまたは市ホームページ（下記URL）からダウンロード可）に必要事項を記入し、をお子さまに持たせてください。

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/1017448/1000803/1014395.html>

※【インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症以外の学校感染症に罹患した場合】

治癒後、登校園所するときは、医師が作成する「意見書（治癒証明書）」をお子さまに持たせてください。

